

深谷グリーンパーク再整備事業

基本協定書

(案)

令和8年8月

深 谷 市

深谷グリーンパーク再整備事業
基本協定書（案）

深谷グリーンパーク再整備事業（以下「本事業」という。）に関して、深谷市（以下「市」という。）は、代表企業●及び構成企業●、●、●、●により構成される者（●●グループをいう。以下「企業グループ」と総称する。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり深谷グリーンパーク再整備事業基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募型プロポーザルにより優先交渉権者として選ばれたことを確認し、市及び企業グループの間で締結される深谷グリーンパーク再整備事業基本契約（以下「基本契約」という。）の締結に向けた、市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

2 市及び企業グループは、基本契約の締結後においては、次の各号に掲げる契約（基本契約と併せて、以下総称して「事業契約」という。）の締結を目指すものとする。

（1）市及び●の間で締結される深谷グリーンパーク設計施工一括請負契約

（2）市及び●の間で締結される深谷グリーンパーク指定管理者基本協定

（市及び企業グループの義務）

第2条 市及び企業グループは、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 企業グループは、事業契約の締結のための協議に当たっては、本事業の公募手続きにかかる審査委員会及び市の要望事項を尊重する。

（事業契約の締結に向けた協議）

第3条 市及び企業グループは、募集要項に添付の事業契約書案に基づき、事業契約の締結に向けた協議を行う。

（準備行為）

第4条 基本契約の締結前であっても、企業グループは、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

2 前項の準備行為に要する費用は、企業グループ及び市がそれぞれ負担する。

（基本契約の不成立等）

第5条 基本契約の締結までに、代表企業又は構成企業のいずれかが、募集要項において提示された応募資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、基本契約を締結しない。

2 市及び企業グループのいずれの責めにも帰することができない事由により、基本契約の締結に至らなかった場合、既に市及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 3 前項の場合を除き、基本契約の締結に至らなかった場合は、基本契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第6条 企業グループは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第7条 市及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、市又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、市及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市及び企業グループにつき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー受託事業者及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 市が、本事業にかかる施設の維持管理及び運営に関する業務を●以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(管轄裁判所)

第8条 市及び企業グループは、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、さいたま地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、基本契約の締結の日又は市が企業グループに対して基本契約を締結しない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までとする。

2 本協定の終了後も、第5条、第7条及び第8条の規定は、なお有効に存続する。

(準拠法及び解釈)

第10条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本協定の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第11条 本協定に定めのない事項については、市及び企業グループが別途協議して定める。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年●月●日

埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号
深谷市
深谷市長 小島 進

企業グループ
(代表企業)
[住所]
[氏名]

(構成企業)
[住所]
[氏名]

(構成企業)
[住所]
[氏名]

(構成企業)
[住所]
[氏名]